

中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた企業再生税制等に関する税制改正動向について

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日が最終期限とされています。

平成 25 年度税制改正の大綱（平成 25 年 1 月 29 日閣議決定）では、この中小企業金融円滑化法の廃止に伴い、次の措置が講じられることとなっています。

1 企業再生税制の拡充

(1) 適用要件の拡大

青色申告書を提出する中小企業者について平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた場合で、かつ、2 以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合契約(注)に係る組合財産となる場合において、その中小企業者が債務処理に関する計画に従って、資産の評価換えをし、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は設立当初からの欠損金の損金算入制度の適用（評価損益の計上が行われる場合には青色欠損金等の繰越控除制度に対する優先適用）ができることとされます。

(注) 特定投資事業有限責任組合契約とは、一定の基準に適合する中小企業者の事業の再生に資する投資事業有限責任組合契約として内閣総理大臣（金融庁長官）及び経済産業大臣が指定するものをいいます。

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充①

【現状及び問題点】

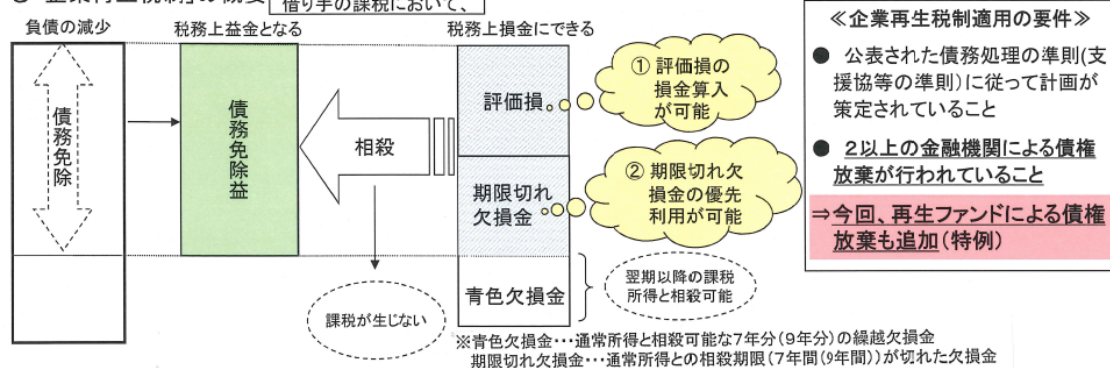
- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう「企業再生税制」が措置。
- ただし、同措置の適用は、「2以上の金融機関による債権放棄が行われている」場合等に限定。
- このため、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも少なくない。

【大綱の概要】

合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンド(※)の債権放棄も対象とする特例を設ける

(※ 金融庁長官及び経済産業大臣が指定)

○「企業再生税制」の概要



(出典 金融庁公表資料)

(参考)

現在、資産の評価損益の計上及び設立当初からの欠損金の損金算入の規定の優先適用が認められる「企業再生税制」の適用がある私的整理は、「再生計画認可の決定に準ずる事実」に該当する必要がある（法法 25③、33④、59②）、再生計画認可の決定に準ずる事実に関連するための要件の一つに、2 以上の金融機関等（その計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結している者は除かれます。）が債務免除等を行うこと（又は政府関係金融機関等が債務免除等を行うこと）があります（法令 24 の 2①、68 の 2①、117）。

例えば、メインバンク 1 行以外の金融機関が投資事業有限責任組合である再生ファンド等に債権売却しているようなケースでは、メインバンク 1 行と再生ファンドによる債務免除等となり、2 以上の金融機関等が債務免除等を行うことの要件を満たすことができなくなる等の問題が指摘されていました。

(2) 評価損益対象資産の拡大

企業再生税制における資産の評価損益の計上について、評価損益の計上の対象とならない資産の範囲から少額資産（評価差額が 1,000 万円（その内国法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるもの（有利子負債）の額が 10 億円に満たない場合には、100 万円）未満の資産等）が除外され、少額資産であってもその評価損益が計上できることとされます。

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充②

【現状及び問題点】

- 企業再生税制は、これまで大規模・中堅企業を想定してきたため、評価損の金額が少額（1,000万円未満（有利子負債10億円未満の企業は100万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていない。
- 中小企業の場合は、少額の評価損の計上ができないことで、再生が進まないケースも。

(例) 運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円(<100万円)であると、50台あれば4,000万円が損金計上不可

【大綱の概要】

「企業再生税制」の適用場面において、評価損が1,000万円未満であっても計上を認める

(出典 金融庁公表資料)

¹ 中小企業金融円滑化法の最終期限を迎えるにあたって、各地における中小企業の事業再生支援を行うために再生ファンド等を設立する動きが活発になっているようです（中小企業庁HP：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>）。

(参考)

現在、企業再生税制における資産の評価損益の計上の対象とならない資産として少額資産が挙げられています（法法 25③、33④、法令 24 の 2④五、68 の 2③）。企業によっては、含み損がある資産が少額資産に集中しているようなケースもあり、そうした場合には、評価損の計上ができないという問題が指摘されていました。

2 合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の保証人であるものが、現にその内国法人の事業の用に供されている資産（有価証券は除かれます。）でその個人が所有しているものを、その内国法人に係る合理的な再生計画に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税（所法 59①一）を適用しないこととされます。

- ① その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ② その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。

◆「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

【現状及び問題点】

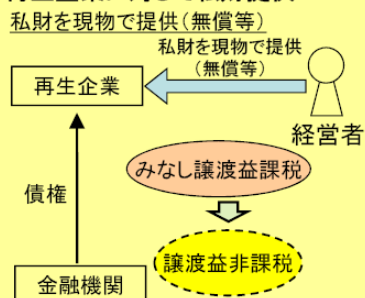
- 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる。
- 他方、経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。

【大綱の概要】

「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、金融機関に私財提供を行う場合と同様に、譲渡所得を非課税とする

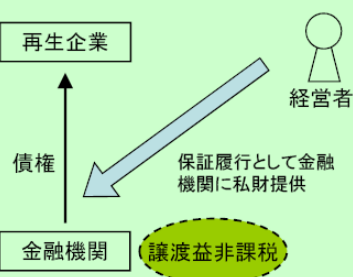
【今回措置されたもの】

○再生企業に対して私財提供



【これまでも認められていたもの】

○金融機関に直接私財提供



(注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

(出典 金融庁公表資料)

(参考)

現在、再生企業の債務に係る個人保証人が保証債務の履行のために資産の譲渡をして、その履行に伴う求償権の行使が不能になった場合には、その資産の譲渡益に係る所得税が

非課税となる措置が設けられています（所法 64②）。

また、国税庁から個別照会事例として公表されている平成 21 年 11 月 6 日付「株式会社企業再生支援機構が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」では、保証債務を履行するための資産の譲渡に関する次の照会に対して、その考え方を容認する旨の回答がされています。

株式会社企業再生支援機構が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（一部抜粋）

（保証債務の特例）

合理的な事業再生計画が策定される際には、当該事業再生計画において支援対象者の代表者等の個人に私財提供を求めることがあります。具体的には、代表者等が支援対象者に貸し付けている個人所有の資産（以下「事業用資産」といいます。）を、当該支援対象者の機構法上の金融機関等²からの借入金の担保に供している場合において、①代表者等が当該事業用資産を担保権負担付のまま当該支援対象者に担保権負担がないものとして算定した適正な時価により有償で譲渡するときに、代表者等は受け取った譲渡代金により、債務超過である当該支援対象者の保証債務を履行する、あるいは、②代表者等が機構法上の金融機関等に対して当該事業用資産による代物弁済を行うことにより、債務超過である当該支援対象者の保証債務を履行します。

この場合、機構が関与して策定された合理的な事業再生計画に基づき、再生支援が行われることを前提とすれば、代表者等が保証債務の履行により取得した求償権を書面によって放棄した場合であっても、当該支援対象者が求償権の放棄を受けた後においてもなお債務超過の状況にあるときは、原則として求償権の行使は不能であり、代表者等の課税関係においては所得税法第 64 条第 2 項《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》の規定による保証債務の特例の適用があると考えられます。

しかし、再生企業の保証人となっている経営者等が再生企業に対して私財提供をした場合や第三者に売却してその売却代金を再生企業に対して私財提供したような場合には、こうした措置がなく、資産の譲渡益に課税がされるという問題が指摘されていました。

² 機構法上の金融機関等とは、いわゆる普通の銀行、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、整理回収機構、信用保証協会等をいいます。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税 務 相 談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会 計 ・ 申 告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税 務 代 理 等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税／仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討・買収防衛策に関する裁判経過と意義」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講 演	専門家等へのセミナーを行っております。
執 筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。